

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文

「天皇を戴く国家」（改憲案）

- 13条-個人の尊重

「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）

- 20条-信教の自由

3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）

地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった

- 21条-言論表現の自由

- 24条-婚姻の自由

同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けられないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文
 - 「天皇を戴く国家」（改憲案）
- 13条-個人の尊重
 - 「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）
- 20条-信教の自由
 - 3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）
 - 地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった
- 21条-言論表現の自由
- 24条-婚姻の自由
 - 同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 – 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けられないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文
 - 「天皇を戴く国家」（改憲案）
- 13条-個人の尊重
 - 「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）
- 20条-信教の自由
 - 3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）
 - 地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった
- 21条-言論表現の自由
- 24条-婚姻の自由
 - 同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けられないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文
「天皇を戴く国家」（改憲案）
- 13条-個人の尊重
「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）
- 20条-信教の自由
3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）
地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった
- 21条-言論表現の自由
- 24条-婚姻の自由
同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けられないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文
 - 「天皇を戴く国家」（改憲案）
- 13条-個人の尊重
 - 「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）
- 20条-信教の自由
 - 3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）
 - 地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった
- 21条-言論表現の自由
- 24条-婚姻の自由
 - 同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 – 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文
 - 「天皇を戴く国家」（改憲案）
- 13条-個人の尊重
 - 「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）
- 20条-信教の自由
 - 3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）
 - 地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった
- 21条-言論表現の自由
- 24条-婚姻の自由
 - 同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文
 - 「天皇を戴く国家」（改憲案）
- 13条-個人の尊重
 - 「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）
- 20条-信教の自由
 - 3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）
 - 地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった
- 21条-言論表現の自由
- 24条-婚姻の自由
 - 同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 - 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文
 - 「天皇を戴く国家」（改憲案）
- 13条-個人の尊重
 - 「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）
- 20条-信教の自由
 - 3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）
 - 地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった
- 21条-言論表現の自由
- 24条-婚姻の自由
 - 同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

■開催概要

日時 2015年7月26日（日）13:30 – 16:00

場所 成城ホール4C集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 52名

配布資料

- 1 第4回「国民の権利及び義務」レジュメ
- 2 7月13日開催衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会」速記録
- 3 月間女性&運動 2013.4 連載「みんなで学ぶ憲法のはなし」

■学習会の内容

【1】はじめに

本題に入る前に、最近の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

7月13日に開催された衆議院公聴会に同公聴会に公述人として出席した。指摘事項のひとつに以下がある。

『今回の安保法制法案では、他国軍隊に対する自衛隊の支援活動は、武力の行使に当たらないとしているが、一方後方支援（ロジスティクス支援）は国際法上武力行使の一環とみなされる。このことから、支援活動中に相手方によって拘束された自衛隊員が、軍人として捕虜扱いされず、文民としての保護も受けられないという根本的な矛盾が生じる。』

【2】小沢先生の講演 - 国民の権利

(1) 教育を受ける権利、学問の自由の要点が説明された。

教育を受ける権利（26条）

26条1項は国民の教育を受ける権利を規定し、同2項は教育を受けさせる親の義務を規定している。

学問の自由（23条）

- 明治憲法下では、学問の自由について「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ…」（帝国大学令）という枠が課せられていた
- 軍部の台頭とともに、天皇機関説が国体に反するとして攻撃を受けた天皇機関説事件（1935）に代表される、思想・学問の自由への圧迫があった
- 23条の精神に反する、日の丸君が代を強制する現政権の大学政策

(2) 国民の権利及び義務の前提にある「個人の尊重」（13条）

個人の尊重という観点からの自民党憲法改正試案（以下「改憲案」と略記）の特徴

- 前文

「天皇を戴く国家」（改憲案）

- 13条-個人の尊重

「人として尊重される」（改憲案）「個人として尊重される」（現憲法）

- 20条-信教の自由

3項のただし書きは、靖国神社参拝を合理化する意図か（改憲案）

地鎮祭への公金支出が政教分離原則に違反するのではないかという訴訟があった

- 21条-言論表現の自由

- 24条-婚姻の自由

同性婚は現憲法制定当時想定されていなかった

現憲法における権利規定は、国民の人権に対しては開放的に、権力に対しては厳しく規定されているという読み方を推奨する。

連続講座「憲法を学ぶ会」第四回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.7.29

【3】 その他諸連絡等

九条の会事務局が主催する「戦争法案は廃案に！九条守れ九条の会交流・討論集会」が、下記要領で開催される。

▽日時 8月12日（水）午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

【4】 参加者による自由討論等

- 成城祖師谷九条の会世話人による自己紹介
- 本連続講座第1回～第3回のアンケート集約結果を報告
- 安保法案が国会を通過してしまう場合、どういう運動が考えられるか？（違憲訴訟を起こす等）

以上